

東京医科歯科大学医学部附属病院難病診療部規則

〔平成24年11月29日〕
規則第102号

（趣旨）

第1条 東京医科歯科大学医学部附属病院難病診療部（以下「難病診療部」という。）については、東京医科歯科大学医学部附属病院規則（平成16年規則第106号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（目的）

第2条 難病診療部は、医学部附属病院長（以下「病院長」という。）の管理の下に、複数の診療科が集合した組織として医学部附属病院における難病患者を対象とする先進的な診療及び臨床教育・研究を行うことを目的とする。

（業務）

第3条 難病診療部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- （1）膠原病・リウマチ疾患を対象とする診療及び臨床教育・研究に関すること。
- （2）潰瘍性大腸炎・クローン病を対象とする診療及び臨床教育・研究に関すること。
- （3）神経難病を対象とする診療及び臨床教育・研究に関すること。
- （4）稀少疾患を対象とする診療及び臨床教育・研究に関すること。

（職員）

第4条 難病診療部に、次の職員を置く。

- （1）部長
 - （2）副部長
 - （3）医療技術職員
 - （4）その他必要な職員
- 2 部長は、大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（医学系）又は本院に属する教授、准教授、講師（特任教員を含む）若しくは医療技術職員をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。
- 3 部長は、病院長の命を受け、難病診療部の管理運営に当たる。
- 4 副部長は、大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（医学系）又は本院に属する教員（特任教員を含む）若しくは医療技術職員をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。
- 5 副部長は、部長の職務を補佐する。
- 6 その他必要な職員は、部長の名を受け、業務を分掌する。

（選考）

第5条 部長及び副部長の選考は、医学部附属病院運営会議（以下「病院運営会議」という。）の議を経て、病院長が決定する。

- 2 部長及び副部長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、部長及び副部長の任期の末日は、当該部長及び副部長を任命する病院長の任期の末日以前とする。

- 3 病院長は、部長及び副部長がその職務を十分に果たさず、病院運営に重大な支障をきたす場合には、病院運営会議の議を経て解任することができる。
- 4 部長又は副部長が任期途中で欠けた場合の後任の部長又は副部長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 定年退職日が第2項の規定による任期の末日前である部長及び副部長の任期は、第2項の規定にかかわらず、当該定年退職日までとする。
- 6 前項の適用を受けた者の後任の部長及び副部長の任期は、前任者に同項の規定の適用がないものとした場合の残任期間とする。
- 7 前条第1項に掲げる職員のうち、部長又は副部長について、医療職員本給表（一）を適用する者を充てる場合は、国立大学法人東京医科歯科大学技術職員の役職に関する要項（平成25年制定）を適用するものとする。

（構成）

第6条 難病診療部に第3条に掲げる業務を遂行するため、次に掲げるセンターを置く。

- (1) 膠原病・リウマチ先端医療センター
 - (2) 潰瘍性大腸炎・クローン病先端医療センター
 - (3) 神経難病先端医療センター
 - (4) 稀少疾患先端医療センター
- 2 前項各号のセンターにセンター長及び副センター長を置き、病院長が任命する。
 - 3 前項のセンター長及び副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長及び副センター長の任期の末日は、当該センター長及び副センター長を任命する病院長の任期の末日以前とする。
 - 4 第2項のセンター長は、当該センターにおける業務を統括する。

（雑則）

- 第7条 難病診療部の運営等について、必要がある場合には、病院運営検討委員会において審議する。
- 2 この規則に定めるもののほか、難病診療部の業務の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（その他）

第8条 この規則の改廃は、病院運営会議の議を経るものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成24年11月29日から施行し、平成24年11月1日から適用する。
- 2 東京医科歯科大学医学部附属病院難病治療センター規則（平成24年規則第65号）は、廃止する。
 - 附 則（平成25年8月1日規則第90号）
この規則は、平成25年8月1日から施行し、平成25年6月1日から適用する。
 - 附 則（平成25年10月31日規則第102号）
この規則は、平成25年10月31日から施行し、平成25年10月1日から適用する。
 - 附 則（平成26年2月3日規則第4号）
この規則は、平成26年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成26年6月19日規則第45号）
この規則は、平成26年6月19日から施行し、平成26年5月1日から適用する。
 - 附 則（平成28年3月24日規則第44号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月20日規則第86号）

この規則は、平成30年9月20日から施行し、平成30年9月1日から適用する。

附 則（令和元年8月20日規則第83号）

この規則は、令和元年8月20日から施行し、令和元年8月1日から適用する。